

「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」（案）の概要

平成28年9月6日（火）
男女共同参画課

1 計画の根拠

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
第2条の3第1項

2 全体的事項

- (1) 計画の趣旨
現計画が平成28年度で終了することから次期計画を策定する。
- (2) 計画の目標
配偶者等からの暴力を許さない社会の実現
- (3) 計画の期間
平成29年度から平成33年度まで（5年間）

3 計画の対象とする暴力

- (1) 配偶者間（事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手を含む）の暴力
- (2) 配偶者に該当しない交際相手からの暴力
- (3) 特定の異性からの暴力（ストーカーなど）新

4 計画の主な重点施策

- (1) SNSの普及など社会情勢を踏まえながら、DV防止に関する啓発を推進する。
- (2) 市町村、警察等関係機関とともに、被害者の安全確保と支援体制の充実を図る。
- (3) 被害者（子どもを含む）の生活再建、自立に向けた支援の充実を図る。

5 計画の構成（6つの基本目標と主な施策の柱）

I 暴力を許さない社会づくりの推進
県民への意識啓発と地域における理解の促進 若年者に対する予防啓発の推進
II 被害者の安全確保と支援体制の充実
早期発見のための取組強化 警察における被害防止活動の推進 相談体制や保護体制の充実
III 安心して生活再建するための自立支援の充実
住宅確保、心の回復、就業等に関する支援 継続的な支援
IV 子どもの安全確保と健やかな成長への支援
早期発見と安全確保 心身の健やかな発達への支援 保育・就学・学習支援
V 民間団体との連携・協働の推進
民間団体の育成・支援
VI 施策の推進に必要な調査・研究
調査・研究の実施

6 策定スケジュール（予定）

- (1) 県民コメント
平成28年10月1日（土）～10月31日（月）【31日間】
- (2) 計画策定委員会における最終案検討 11月下旬
- (3) 平成28年12月定例会における行政課題報告
- (4) 知事決裁（上位計画である「男女共同参画基本計画」議決後）